

平田 健治  
法学研究科・教授

**[研究]**

論文としては、「破産管財人の善管注意義務違反と不当利得」「占有」がもたらす外觀に対する信頼保護」「金銭騙取事例における第三者弁済類型の位置づけ」を公表した。

最初の論文は、不当利得責任と不法行為責任の関係理解の問題が潜むと思われる最高裁判例を大学院の授業で扱ったことを機縁として書かれた。

第二論文は、2016年度で終了した科学研究の最終年度のまとめである。

このほかに、民法判例百選Ⅱ〔第8版〕80「騙取金銭による弁済と不当利得」や「新・判例ハンドブック債権法Ⅰ」(債権者代位権について5件担当)があるが、前者では、前掲第三論文における研究を反映している。

**[教育]**

春夏学期では、大学院では給付不当利得の問題を比較法の観点で扱い、学部では民法3と小問出題・報告形式でゼミを行った。秋冬学期では、学部では民法4、ゼミ、ロースクールでは消費者法を行った。いずれにおいても、情報の更新、わかりやすさの工夫を講じた。

**[管理運営]**

総合図書館運営委員、全学教育推進機構兼任教員、蛋白質研究所研究倫理審査委員会委員を務めた。

**[社会貢献]**

豊中市消費生活審議会副会長を務め、今年度は豊中市消費者教育推進計画案策定に寄与した。